

令和3年第27回公安委員会会議録

日 時	自午後 1時30分 10月28日（木曜日） 至午後 4時30分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	下山委員長 高木委員 小野委員 廣塚委員	
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長	

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞17件、意見の聴取11件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

1 犯罪被害者支援活動等に関する広報活動の推進月間の実施について

(1) 目的

犯罪被害者等が置かれている状況やそれらを踏まえた支援の必要性について、県民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりの気運の醸成を図るとともに、県警察等による被害者支援活動、犯罪被害給付制度を広く県民に周知して、その利用と被害者支援活動への参加促進を図ることを目的とする。

(2) 実施期間

令和3年11月1日（月）から12月1日（水）まで

※「犯罪被害者週間」

令和3年11月25日（木）から12月1日（水）まで

《行事予定（他機関・団体を含む）》

- 11月10日（水）「命の大切さを学ぶ教室」（県警主催）
開催場所 学校法人玉名白梅学園玉名女子高等学校
講 師 清水誠一郎氏（殺人事件被害者遺族）
- 11月18日（木）「性暴力に関するSNS相談事業から見てきたもの」
シンポジウム（くまもと被害者支援センター主催）
開催場所 ホテル熊本テルサ
- 11月24日（水）「犯罪被害者週間」街頭キャンペーン（県警主催）
開催場所 熊本駅
- 11月25日（木）「命の大切さを学ぶ教室」（県警主催）
開催場所 熊本県立牛深高等学校
講 師 深迫祐一氏（交通事故被害者遺族）
深迫祥子氏（交通事故被害者遺族）
- 11月25日（木）～12月24日（金）
「くまもと安全安心まちづくり県民大会」
（県主催）
開催方法 インターネットによる配信方式
講 師 米村州弘氏（殺人事件被害者遺族）

(3) 県警の重点施策

ア ホンデリング～本でつながる支援の輪～

ホンデリングとは、不要な本などを寄附することで、本などの買取価格が民間被害者支援団体の活動資金となり、犯罪被害者等の転居費用やカウンセリング費用、法律相談費用などに活用されるものである。

イ 性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103（ハートさん）」を始めとする犯罪被害者等のための相談窓口の周知

「#8103」は、性犯罪の被害に遭われた方が相談しやすい環境を整備するために、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口へつながる全国共通の短縮ダイヤルとして導入しているものである。

このほか、「くまもと被害者支援センター」や「ゆあさいどくまもと」など民間の相談窓口等も併せて周知を図る。

【委員からの質問等】

委員から「広報活動をこのように積極的にやってもらいたい」という意見や、「(被害者支援団体の)活動資金が足りないという話もある。浄財で事業を継続することは難しいことだと思うので、何らかの支援ができるようお願いする」旨の意見があった。

2 令和3年度熊本県警察嘱託警察犬競技会の開催について

(1) 競技会について

ア 目的

嘱託警察犬の訓練状況を把握し、実戦的能力の向上を図ることを目的に年1回競技会を開催している。

イ 開催日時・場所

(ア) 令和3年11月10日(水) 午前9時30分から午後5時頃までの間

(イ) 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655番地

熊本県運転免許センター北側敷地及びスキッドコース

ウ 参加者等(予定)

(ア) 嘱託警察犬及び指導士

- ・ 本年度嘱託した嘱託警察犬18頭
- ・ 指導士8人

(イ) 警察関係者

刑事部長、鑑識課長以下10人

エ 競技内容

足跡追及及び捜索救助の2種目

(2) 本年度の警察犬の活動状況

本年度(4～9月末現在)は、行方不明者の捜索やオリンピックトーチリレー会場警戒活動等に21件延べ50頭の警察犬が出動しており、うち嘱託警察犬の出動は、5件延べ15頭である。

	出 動 件 数				出 動 内 訳			効果事例数
	直 轄	嘱 託	共 同	行方不明者捜索	事件捜査	その他		
3年度	21	16	1	4	15	2	4	1
2年度	55	32	8	15	49	3	3	3
元年度	68	31	9	28	30	4	34	4
30年度	53	35	6	12	38	4	11	5
29年度	50	42	1	7	38	1	11	1

【委員からの質問等】

委員から、「警察犬の活動の場は増えているのか、頭数はもっと増やさないといけないのか」旨の質問があり、警察側から「認知高齢者の行方不明事案が増加しており、そうした場合、多数の警察犬を導入して捜索する活動も必要となる。嘱託警察犬は、少なくとも年間20数頭は確保したいと考えている」旨の説明があった。

3 阿蘇火山噴火への警察措置について

(1) 噴火状況

ア 噴火日時

10月20日(水) 午前11時43分

イ 噴火規模

火口南側900mの範囲に噴石が飛散し、火口北側1,600m地点までの火砕流が確認された。平成28年10月以来約5年ぶりに同規模の噴火

ウ 噴火レベルの変化

10月13日(水) 午後5時10分 噴火警戒レベル2(火口周辺規制)

10月20日(水) 午前11時48分 噴火警戒レベル3(入山規制)

エ 人的・物的被害

なし

(2) 警察措置

ア 体制等

最大時本部長以下約170人

イ 警察活動

(ア) 避難誘導

阿蘇山上広場(警備派出所前)で観光客等に避難の呼びかけ

(イ) 交通規制

火口から2~4km範囲内道路の主要3か所において道路規制実施

(ウ) 登山者の確認

登山者16人が下山したことを確認

(エ) ヘリテレ映像送信

おおあそ、とびうめ(福岡県警)による火口周辺の映像送信

ウ 阿蘇、高森警察署管内へ機動隊等を派遣

【委員からの質問等】

委員から、「噴火当日、草千里において警察官が観光客を避難誘導しているのをニュースで見た。そのような避難指示は現場の判断に任せているのか」旨の質問があり、警察側から「風向きや噴石の具合など、現場でなければ分からないこともあるので、現場の警察官に任せることになる」旨の説明があった。

第3 報告・決裁等

1 苦情(R3No.17)調査結果についての決裁

地域課長から説明があり、決裁が行われた。

2 援助要求についての報告

警備第二課長から報告が行われた。

3 運営方針及び『安全・安心くまもと』実現計画の取扱方針についての報告

総務課次席から報告が行われた。

4 令和3年第26回公安委員会会議録の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

- 5 苦情 (R3No.20) 受理の報告
公安委員会事務室から報告が行われた。
- 6 要望 (R3No.12) 受理の決裁
公安委員会事務室から決裁が行われた。
- 7 要望 (R3No.13) 受理の決裁
公安委員会事務室から決裁が行われた。
- 8 要望 (R3No.14) 受理の決裁
公安委員会事務室から決裁が行われた。
- 9 要望 (R3No.15) 受理の決裁
公安委員会事務室から決裁が行われた。
- 10 審査請求 (R3No.5) に係る弁明書作成の報告
公安委員会事務室から報告が行われた。
- 11 苦情 (R3No.12) に係る資料受理の報告
公安委員会事務室から報告が行われた。
- 12 要望 (R3No.16) 受理の決裁
公安委員会事務室から決裁が行われた。